

諮問庁：環境大臣

諮問日：令和3年1月25日（令和3年（行情）諮問第25号）

答申日：令和4年3月10日（令和3年度（行情）答申第566号）

事件名：特定会社の特定施設設置計画に係る経済産業省とのやり取りに関する
文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年7月31日付け環政評発第2007316号により環境大臣（以下「環境大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

本件は石炭火力発電所新設にかかる環境アセスメント手続中の経済産業省と環境省とのやりとりに係る文言であって、新設発電所から長期間大量のCO₂やPM_{2.5}を排出することより、人の生命、健康、生活又は財産を侵害する可能性があることから、これらを保護するため公にすることが必要であると認められる情報である。法5条2号ただし書きにより不開示情報から除外されているため、開示しなければならない。

また、石炭火力発電所は、電気事業法1条で、公共の安全及び環境の保全を図ることを目的とする規制のもとにおかれており、新設にかかる環境アセスメント手続において指摘される情報は、上記規制への適合や人の生命、健康、生活又は財産を保護するための情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報とはいえない。不開示情報の法5条2号イには該当しない。

不開示理由中、法5条2号ロが指摘されているが、「行政機関の要請を受けて」との要件を満たさないため、同号ロには該当しない。開示文書自体にも同号イの指摘はあるが、同号ロの指摘はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求書

(1) 事案概要

ア 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し令和2年3月27日付けで「特定会社「特定施設A設置計画環境影響評価準備書」に係る意見照会について（回答）（平成30年3月23日，環政評発第1803231号）につき，この内容とした経緯，理由および意思決定に至った関係決裁文書，会議議事録及び意見回答先である経済産業省とのやりとりに係る関係文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い，処分庁は令和2年3月31日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求に対し，処分庁は，令和2年6月4日及び同年7月31日付けで審査請求人に対し，行政文書の一部を開示する旨の決定通知（同日付けの決定が原処分）を行った。

ウ これに対し審査請求人は令和2年10月23日付けで処分庁に対してこの原処分について「「令和2年7月31日付けの審査請求人に対する行政文書開示決定処分（環政評発第2007316号）（のうち不開示とした部分）を取り消す。」との裁決を求める。」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い，同年10月26日付けで受理した。

エ 本件審査請求について検討を行ったが，原処分を維持するのが相当と判断し，本件審査請求を棄却することにつき，情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 原処分における処分庁の決定及びその考え方

原処分における不開示部分のうち本件審査請求において開示を求められている部分については，特定施設A設置計画に係る大気汚染物質の排出濃度の実績及び本事業による除去率，特定会社全体の温室効果ガス削減の見通し，公害調停に係る特定会社の見解等が含まれており，当該文書を作成した当時に，経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

本件開示請求に係る処分を決定するに当たり，不開示部分を開示することにより，特定会社の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ，さらに通例として公にしないこととされているものであり，また類推することが可能であるため，法5条2号イ及び同号口の不開示理由に該当すると判断されたことにより，法9条2号に基づき不開示決定をしたものである。

なお，審査請求人の主張によれば不開示部分のすべてを開示する旨の

裁決を求めていると解されるが、「特定の個人や団体を特定し得る情報が含まれ、これらの情報を開示することにより当該事業者の信頼を損なう可能性のある箇所については、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため」不開示とした箇所については、特定会社が当該準備書の作成に当たり計画の説明を実施した相手先及びその際の意見などが含まれ、これを公にすることにより、当該説明の相手先に対して問い合わせ等が殺到し、当該事業者の信頼を損なう可能性があり、法5条2号イの不開示理由に該当すると判断されたことにより、法9条2号に基づき不開示決定をしたものである。

(3) 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は原処分 of 取消しを求めているので、その主張について検討する。

ア 本件対象文書について

本件開示請求の対象となった文書は、「特定会社「特定施設A設置計画環境影響評価準備書」について環境省組織規則5条に基づき環境の保全の観点からの環境影響評価に関する審査を行い、電気事業法（平成39年法律第170号）46条の14第2項に基づき経済産業大臣より求められた環境大臣の意見を作成するための事務に使用するために作成されたものであり、以下のとおり整理した。

(ア) 本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号2については、特定施設A設置計画に伴い特定施設B等を廃止し、特定施設Cに集約することを踏まえ、両施設からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）及び二酸化炭素排出量の変化を確認するための処分庁からの質問への回答であり、個別施設及び各設備からのばい煙排出量の排出実績や稼働状況、等が示されており、当該文書を作成した当時に、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

(イ) 本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号3については、温室効果ガス削減のための施策の動向を踏まえた事業運営方針に係る特定会社の当時の見解が含まれる情報であり、長期に渡る事業運営方針の有無やその内容は特定会社固有の情報であり、将来的な発電状況を類推することが可能であり、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報である。

(ウ) 本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号4については、「特

定団体」から本事業に関する特定都道府県や特定市町村への申し入れや周辺住民から計画中止を求める公害調停の特定都道府県公害審査会への申請等に係る特定会社の対応等に関する質問への回答であり、公害紛争処理法（昭和45年法第108号）37条において「調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。」とされていることも踏まえ、当該文書を作成したときに、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

(エ) 本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号5及び番号6については、現状及び導入予定の排煙脱硫装置、排煙脱硝装置及び集塵装置における除去率に関する処分庁からの質問への回答であり、導入予定の設備における除去率等が示されており、当該文書を作成したときに、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

(オ) 本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号7については、特定会社が当時保有していた発電所及び今後設置又はリプレースする予定であった発電所（再生可能エネルギーを含む。）について、名称、位置、発電規模、燃料種、稼働開始時期、供給先、熱効率（発電端／送電端の別、HHV／LHVの別）、年間利用率、所内率、二酸化炭素排出原単位及び二酸化炭素年間排出量（算出根拠となる計算式を含む。）等を発電設備別に確認するための処分庁からの質問への回答であり、当該文書を作成したときに、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

(カ) 本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号8及び番号9については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）に基づく、電力供給業におけるベンチマーク制度において、本事業を含めた発電事業に使用するために設置する火力発電設備全体の発電効率（以下「火力発電効率B指標」という。）及び発電効率目標値の達成度合（以下「火力発電効率A指標」という。）に関する処分庁からの質問への回答であり、当該文書を作成したときに、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供され

た情報である。

(キ) 本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号10ないし番号24については、本事業の電力受給契約を締結している特定電力会社において、稼働が代替されることが想定される経年火力発電所について、発電設備の名称、規模、方式（USC、SC、Sub-C等）及びその廃止又は稼働抑制の想定時期等を確認するための処分庁からの質問への回答であり、当該文書を作成したときに、処分庁から「情報の取り扱いに関しては、提供された情報は不開示情報として取り扱うこと、当該情報は環境影響評価の審査以外には活用しないことを申し添える。」とした上で提供された情報又はそれを類推することが可能な箇所である。

(ク) なお、審査請求人の主張によれば本件不開示部分のすべてを開示する旨の裁決を求めていると解されるが、本件対象文書の不開示部分のうち別紙2番号1については、配慮書手続き終了時点から本準備書の提出までの間に、関係者（地元自治体、漁業関係者、地元住民、電力供給先等）に対する本事業の説明や協議の状況及び関係者から要望・要請事項について確認するための処分庁からの質問への回答であり、特定会社が当該準備書の作成に当たり計画の説明を実施した相手先及びその際の意見などが含まれ、特定の個人や団体を特定し得る情報が含まれ、これらの情報を開示することにより当該事業者の信頼を損なう可能性のある箇所については、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり、法5条2号イに該当する情報である。

イ 法5条2号イの該当性について

審査請求人は、新設発電所から長期間大量の二酸化炭素やPM2.5を排出することにより、人の生命、健康、生活又は財産を侵害する可能性があることから、これらを保護するために公にすることが必要であると認められる情報であり、法5条2号ただし書きによる不開示情報から除外されるため、開示するべきであると主張する。

また、石炭火力発電所は、電気事業法1条で、公共の安全及び環境の保全を図ることを目的とする規制のもとにおかれており、新設にかかる環境影響評価手続において指摘される情報は、上記規制への適合や人の生命、健康、生活又は財産を保護するための情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報とはいえず、不開示情報の法5条2号イには該当しないと主張する。

発電所の環境影響評価手続については、平成9年6月の「環境影響評価法」の制定に伴い、環境影響評価法の規定する手続に加え、

手続の各段階で国が関与する特例を設けるよう同年に電気事業法が改正され、平成11年6月の環境影響評価法全施行と同日付で施行された。即ち、発電所に係る環境影響評価の手続について、一般ルールについては環境影響評価法で規定し、発電所固有の手続を電気事業法で規定しているものである。

これを踏まえれば、電気事業法及び環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続きにおいては、二酸化炭素や大気等の人の健康や生活環境に影響を及ぼし得る環境要素を評価の対象としているものの、その評価は、良好な環境を保持するために行われるものであって、本件不開示情報は、それらの開示がされたとしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は理由がない。

そして、電気事業法で規定する準備書については、同法46条の10に定めるとおり、環境影響評価法14条1項各号に掲げる事項のほか、電気事業法46条の8第1項の規定による勧告の内容を記載すべきものとされているところ、後者の記載内容についても、事業者の方法書を審査し、その方法書に係る特定対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため必要があると認めるとき、その特定対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についてなされた勧告に関するものである。したがって、電気事業法で規定する準備書に係る手続に関する文書に記録された情報が法5条2号ただし書に該当するものではないことは、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続に関する文書に記録された情報が同号ただし書に該当しない旨の前記記載の理由と同様であり、結局、審査請求人の主張は理由がない。

個別の記載については、下記「ウ 法5条2号口の該当性について」にて、具体的に記載する。

ウ 法5条2号口の該当性について

さらに、審査請求人は、不開示理由中、法5条2号口が指摘されているが、「行政機関の要請を受けて」との要件を満たさないため、同号口には該当せず、開示文書自体にも同号イの指摘はあるが、同号口の指摘はないため、開示するべきであると主張する。

(ア) 別紙2の番号2について

- a 特定施設A設置計画に伴い特定施設B等を廃止し、特定施設Cに集約することを踏まえ、両施設からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）及び二酸化炭素排出量の変化を確認するための処分庁からの質問への回答であり、個別施設及び各設備からのばい煙排出量の排出実績や稼働状況、等が示されており、当該

文書を作成したときに、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

- b 法5条2号ロについて、「詳解 情報公開法」（平成13年2月28日、総務省行政管理局）において、「公にすることの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。」とされていることを踏まえ、処分庁において改めて「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」か否かについて検討を行った。
- c 個別施設及び各設備からのばい煙排出量の排出実績や稼働状況等が示されており、これを公にすると他社に特定会社による特定事業において採用されている設備の詳細が把握・類推されるおそれがあり、これによって特定会社の競争上の地位が不当に害されるおそれがあり、これは法5条2号イに定める不開示情報に該当するため、当該情報は不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。
- d 本不開示情報は、それらの開示がされたとしても、（二酸化炭素排出量に係わる企業情報が特定されるだけであって、）人の生命、健康、生活又は財産を保護するために有用（又は必要）となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は採用できない（理由がない）。

(イ) 別紙2の番号4について

- a 「特定団体」から本事業に関する特定都道府県や特定市町村への申し入れや周辺住民から計画中止を求める公害調停の特定都道府県公害審査会への申請等に係る特定会社の対応等に関する質問への回答であり、公害紛争処理法37条において「調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。」とされていることも踏まえ、当該文書を作成したときに、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。
- b 法5条2号ロについて、「詳解 情報公開法」（平成13年2月28日、総務省行政管理局）において、「公にすることの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当

該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。」とされていることを踏まえ、処分庁において改めて「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」か否かについて検討を行った。

c 公害紛争処理法 37 条において「調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。」とされていることから、法 5 条 2 号イに定める不開示情報に該当するため、当該情報は不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。なお、公害紛争処理法 37 条の規定を踏まえ、理由についてもこの情報の内容が類推することが可能であると考えられるため、記載しないこととする。

d 本不開示情報は、それらの開示がされたとしても、（当時の公害調停の審査の状況が特定されるだけであって。）人の生命、健康、生活又は財産を保護するために有用（又は必要）となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は採用できない（理由がない）。

（ウ）別紙 2 の番号 5 及び番号 6 について

a 現状及び導入予定の排煙脱硫装置、排煙脱硝装置及び集塵装置における除去率に関する処分庁からの質問への回答であり、導入予定の設備における除去率等が示されており、当該文書を作成したときに、経済産業省から「法 5 条 2 号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

b 法 5 条 2 号ロについて、「詳解 情報公開法」（平成 13 年 2 月 28 日、総務省行政管理局）において、「公にすることの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。」とされていることを踏まえ、処分庁において改めて「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」か否かについて検討を行った。

c これを公にすると他社に特定会社による発電所事業において採用されている設備の詳細が把握・類推されるおそれがあり、これによって特定会社の競争上の地位が不当に害されるおそれがあり、

これは法5条2号イに定める不開示情報に該当するため、当該情報は不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

- d 本不開示情報は、それらの開示がされたとしても、（煤煙処理装置技術に係わるデータが特定されるだけであって、）人の生命、健康、生活又は財産を保護するために有用（又は必要）となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は採用できない（理由がない）。

（エ）別紙2の番号7について

- a 特定会社が当時保有していた発電所及び今後設置又はリプレースする予定であった発電所（再生可能エネルギーを含む。）について、名称、位置、発電規模、燃料種、稼働開始時期、供給先、熱効率（発電端／送電端の別、HHV／LHVの別）、年間利用率、所内率、二酸化炭素排出原単位及び二酸化炭素年間排出量（算出根拠となる計算式を含む。）等を発電設備別に確認するための処分庁からの質問への回答であり、当該文書を作成したときに、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。

- b 法5条2号ロについて、「詳解 情報公開法」（平成13年2月28日、総務省行政管理局）において、「公にすることの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが。必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。」とされていることを踏まえ、処分庁において改めて「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」か否かについて検討を行った。

- c 事業者が当時保有していた発電所及び今後設置又はリプレースする予定であった発電所等に関する情報であり、これを公にすると他社に特定会社の事業戦略やその傾向が把握・類推されるおそれがあり、これによって特定会社の競争上の地位が不当に害されるおそれがあり、これは法5条2号イに定める不開示情報に該当するため、当該情報は不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。

- d 本不開示情報は、それらの開示がされたとしても、（事業者その他に保有している本発電所計画と関係しない発電所の状況が特

定されるだけであって、) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために有用(又は必要)となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は採用できない(理由がない)。

(オ) 別紙2の番号9について

- a 省エネ法に基づく、電力供給業におけるベンチマーク制度において、本事業を含めた発電事業に使用するために設置する火力発電効率B指標及び火力発電効率A指標に関する処分庁からの質問への回答であり、当該文書を作成した当時に、経済産業省から「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため不開示を前提に提供された情報である。
- b 法5条2号ロについて、「詳解 情報公開法」(平成13年2月28日、総務省行政管理局)において、「公にすることの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。」とされていることを踏まえ、処分庁において改めて「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」か否かについて検討を行った。
- c 省エネ法に基づく、電力供給業におけるベンチマーク制度に係る対応状況について、その根拠となる諸元と示した情報であり、これを公にすると他社に特定会社の発電効率等固有のノウハウが把握・類推されるおそれがあり、これによって特定会社の競争上の地位が不当に害されるおそれがあり、これは法5条2号イに定める不開示情報に該当するため、当該情報は不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。
- d 本不開示情報は、それらの開示がされたとしても、(事業者の省エネ法に基づく指標の達成に向けた状況が特定されるだけであって、) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために有用(又は必要)となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は採用できない(理由がない)。

(カ) 別紙2の番号10ないし番号24について

- a 本事業の電力受給契約を締結している特定電力会社において、稼働が代替されることが想定される経年火力発電所について、発電設備の名称、規模、方式(USC, SC, Sub-C等)及びその廃止又は稼働抑制の想定時期等を確認するための処分庁からの質問への回答であり、当該文書を作成した当時に、処分庁から

「情報の取り扱いに関しては、提供された情報は不開示情報として取り扱うこと、当該情報は環境影響評価の審査以外には活用しないことを申し添える。」とした上で提供された情報又はそれを類推することが可能な箇所である。

- b 法5条2号ロについて、「詳解 情報公開法」（平成13年2月28日、総務省行政管理局）において、「公にすることの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。」とされていることを踏まえ、処分庁において改めて「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的である」か否かについて検討を行った。
- c 発電事業者である特定会社と小売電気事業者である特定電力会社の私的契約内容に関する情報であり、特定会社だけでなく特定電力会社の競争上の地位が不当に害されるおそれがあり、これは法5条2号イに定める不開示情報に該当するため、当該情報は不開示とすることが妥当であり、審査請求人の主張には理由がない。
- d 本不開示情報は、それらの開示がされたとしても、（環境大臣意見から削除された記載や〔本発電所事業は事業者が火力電源の入札に応札し実施しているところ〕火力電源の入札を実施した企業の情報が特定されるだけであって、）人の生命、健康、生活又は財産を保護するために有用（又は必要）となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は採用できない（理由がない）。

（キ）その他

- a 審査請求人は、「回答については、「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられるので、不開示とされるようお願いいたします。」との付記がないことをもって「行政機関の要請を受けて」との要件を満たさないと指摘するが、「詳解 情報公開法」（平成13年2月28日、総務省行政管理局）において、「条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。」とされていることを踏まえれば、審査請求人の主張には理由がない。
- b 本不開示情報は、それらの開示がされたとしても、（事業者が説明した計画発電所の周辺の住民組織や〔本発電所事業は事業者が火力電源の入札に応札し実施しているところ〕火力電源の入札

を実施した企業の情報が特定されるだけであって、) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために有用(又は必要)となるとは認められないから、この点に関する審査請求人の主張は採用できない(理由がない)。

(4) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

2 補充理由説明書

本件対象文書の不開示部分は、全体として、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すること

本件対象文書は、特定施設A設置計画に係る環境影響評価準備書に関し、電気事業法46条の14第2項に基づく経済産業大臣からの意見聴取に係る環境大臣の意見を述べるための審査に当たり、環境省及び経済産業省の担当者との間で交わされた文書である。

本件対象文書に係る不開示部分は、特定施設A設置計画の実施による大気汚染物質の排出濃度の実績及び本事業による除去率、特定会社全体の温室効果ガス削減の見通し、公害調停に係る本事業者の見解等、及びこれらを踏まえて審査を行ったうえで述べることとなる環境大臣意見の案を形成するのに必要な情報を得るために環境省の担当者が経済産業省の担当者に対して行った情報収集の一部である。

これらの部分は、省庁担当者間の情報収集に係る機微な事項を含んでおり、不開示部分には、経済産業省において特定会社から聞き取った内容が含まれている。また、環境行政を総合的に推進する立場にある環境省が環境大臣意見の形成に当たり、事前に、発電所の事業特性を熟知している経済産業省の担当者から情報収集を行うためのやり取りについては、外部の第三者に提供されることは想定されていないものである。

これらを踏まえると、これらの情報収集の過程における情報を公にした場合、不開示部分に記載された情報提供やコメントが誤解や憶測を招くことを懸念し、関係省庁及び関係企業からのつまびらかな情報提供やコメントが制限され、結果として今後の環境大臣意見の形成に必要な情報収集が不当に損なわれるおそれがある。

そのため、不開示部分を公にした場合、今後の環境省から関係省庁等への照会に対し、関係省庁及び関係企業から不開示を前提として提出されていたつまびらかな情報提供やコメントが得られないなどの事態を招き、環境影響評価に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、ひいては環境省及び関係省庁の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象文書に係る不開示部分は、全体として、法5条6

号柱書きの不開示情報に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年1月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月25日 審議
- ④ 同年12月23日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 令和4年2月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年3月3日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、上記第3の1(1)アに掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条を適用した上、残りの行政文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条2号イ及びロに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、開示実施文書を確認したところ、文書1のうち、125頁のQ80に係る環境省二次質問以降のやり取りの一部がマスキングされているが、当該部分は、原処分の開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」に記載がないことから、原処分において不開示とされていないと認めるほかなく、当該部分の不開示情報該当性は判断しない。

また、別表2の番号5については、文書1の54頁のQ31に係る部分とされているところ、開示実施文書によれば、実際にマスキングされているのは、「54」と記載された頁(Q30に係る部分)ではなく、同頁次葉の頁数が記載されていない部分(Q31に係る部分)であると認められる。しかしながら、別表2の番号5「不開示部分」欄の記載と当該文書とを照らし合わせれば、不開示部分に誤解を生じさせる程度には至っていないと認められることから、原処分においては、「54」と記載された頁次葉の頁数が記載されていないQ31に係る部分が不開示とされたものと解し、当該部分の不開示情報該当性は検討することとする。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙2の番号1ないし番号6、番号8及び番号9(別紙3に掲げる部分を除く。)に掲げる部分について

ア 当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、当該部分には、特定施設A設置計画に伴い特定施設Bを廃止し、特定施設Cに集

約することを踏まえ、両施設からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん）及び二酸化炭素排出量の変化を確認するための環境省から経済産業省への質問及びその回答が記載されているものと認められる。

また、当該部分のうち、番号2に係る記載の頁末尾及びその他数か所には、「回答については、「法5条2号イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると考えられるので、不開示とされるようお願いいたします。」旨の記載が認められる。

イ これらを踏まえ、検討すると、番号2、番号3、番号5、番号6、番号8及び番号9の部分には、個別施設及び各設備からのばい煙排出量の排出実績や稼働状況及び当時の事業運営方針に係る特定会社の見解等が具体的に示されており、これを公にすると、特定会社による特定事業において採用されている設備の詳細及び事業運営方針が競合他社に把握・類推されるおそれがあると認められる。

また、番号1の部分には、特定会社において当該事業に係る説明を実施した相手先の団体名等及びその際の相手先団体の意見等が示されており、これを公にすると、これらの情報を提供した特定会社に対する相手先団体及びその他の関係団体からの信頼が損なわれるおそれは否定できない。

さらに、番号4の部分には、当該事業に係る特定会社と関係団体との公害調停等に関する事項が記載されているところ、諮問庁は上記第3の1(3)ウ(イ)cにおいて、「公害紛争処理法37条において「調停委員会の行なう調停の手続は、公開しない。」とされていることから、法5条2号イに定める不開示情報に該当する」と説明する。当審査会事務局職員をして、いかなる権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるのか更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、「環境省の質問を受けた経済産業省からの要請に応じて不開示を前提に提供された情報であり、このような情報を当事者以外に提供していたことが公になることにより、特定会社の信頼性が損なわれる可能性がある。」旨の説明があった。これを踏まえ検討すると、当該部分は、調停手続に関する記載のみではないことから、調停手続の非公開規定が当該部分の不開示理由の根拠として直ちに妥当するとはいい難いものの、これを公にすると、これらの情報を提供した特定会社に対する関係団体からの信頼が損なわれるおそれは否定できない。

以上のとおり、当該部分はいずれも、これを公にすると、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 審査請求人は、上記第2の2において、新設発電所から長期間大量のCO₂やPM_{2.5}を排出することにより、人の生命、健康、生活又は財産を侵害する可能性があることから、これらを保護するために公にすることが必要であると認められる情報であり、法5条2号ただし書により不開示情報から除外されるなどと主張する。

しかしながら、不開示部分を公にすることにより保護されるべき利益と、これを公にしないことにより保護される特定会社の利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとは認められないため、不開示部分は、法5条2号ただし書に該当しない。

エ したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条2号ロ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別紙2の番号7及び番号10ないし番号24に掲げる部分について

ア 当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、当該部分は、環境省と経済産業省との間における協議中の意見等のやり取りの一部であり、その内容には、特定会社との間で当該事業に係る契約を締結している関係会社に関する事項及び省庁間で調整中の機微な事項が含まれているものと認められる。

イ そうすると、これらの調整過程における情報を公にした場合、当該部分に記載された情報提供やコメントが誤解や憶測を招くことを懸念し、関係省庁及び関係企業からのつまびらかな情報提供やコメントが制限され、結果として今後の環境大臣意見の形成に必要な情報収集が不当に損なわれるおそれがあると認められ、環境影響評価に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、ひいては環境省及び関係省庁の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 別紙3に掲げる部分

当審査会において、当該不開示部分を見分したところ、当該部分も、上記(1)アと同様、環境省から経済産業省への質問及びその回答に関する情報が記載されている部分であるが、いずれも一般的・外形的な記述にすぎず、当該部分は、これを公にしても、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められず、また、特定会社から提供を受けたものとも認められない部分であることから、法5条2号イ及びロ並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及びロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号イ及びロ並びに6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙3に掲げる部分を除く部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条2号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる部分は、同条2号イ及びロ並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙 1 本件対象文書

- 文書 1 特定会社特定施設 A 設置計画に係る経済産業省三次回答
- 文書 2 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境省素案
- 文書 3 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る経済産業省一次意見
- 文書 4 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境省一次意見
- 文書 5 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る経済産業省二次意見（1）
- 文書 6 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る経済産業省二次意見（2）
- 文書 7 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境省二次意見
- 文書 8 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る経済産業省三次意見
- 文書 9 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境省三次意見

別紙2 原処分における不開示部分及び不開示理由

番号	文書番号及び行政文書の名称	該当頁	不開示部分	不開示理由
1	文書1 特定会社特定施設A設置計画に係る経済産業省三次回答	1 ないし 3	1 頁 1 1 行目, 1 頁 3 2 行目ないし 3 8 行目, 2 頁 5 行目及び 6 行目, 2 頁 1 8 行目, 2 頁 2 0 行目ないし 2 3 行目, 2 頁 2 6 行目及び 2 7 行目, 2 頁 3 8 行目, 3 頁 3 行目ないし 5 行目並びに 3 頁 7 行目及び 8 行目の不開示部分	特定の個人や団体を特定し得る情報が含まれ, これらの情報を開示することにより当該事業者の信頼を損なう可能性のある箇所については, 公にすることにより当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあり, 法 5 条 2 号イに該当するため, 不開示とする。
2		6 ないし 1 5	6 頁 1 0 行目ないし 1 5 頁の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ, 法人における通例として公にしないこととされているものであり, また類推することが可能な箇所については, 公にすることにより, 当該法人等又は当該個人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり, 法 5 条 2 号イ及び同号ロに該当するため, 不開示とする。
3		1 8	3 4 行目ないし	特定会社特定施設 A

			4 1 行目	による将来の発電状況に関する情報が含まれ、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とする。
4		3 9 及び 4 0	3 9 頁 8 行目ないし 4 0 頁の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
5		5 4	Q 3 1 に係る経済産業省一次回答以降のやりとりの一切	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることに

				より，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イ及び同号ロに該当するため，不開示とする。
6		59	Q33に係る経済産業省一次回答以降のやりとりの一切	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ，法人における通例として公にしないこととされているものであり，また類推することが可能な箇所については，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イ及び同号ロに該当するため，不開示とする。
7		116及び117	Q74に係る経済産業省一次回答以降のやりとりの一切	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ，法人における通例として公にしないこととされているものであり，また類推することが可能な箇所については，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他

				正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イ及び同号ロに該当するため，不開示とする。
8		121	Q78に係る経済産業省一次回答以降のやりとりの一切	特定会社特定施設Aによる将来の発電状況に関する情報が含まれ，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イに該当するため，不開示とする。
9		122	Q78に係る環境省二次質問以降のやりとりの一切	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ，法人における通例として公にしないこととされているものであり，また類推することが可能な箇所については，公にすることにより，当該法人等又は当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イ及び同号ロに該当するため，不開示とする。
10	文書2「特定施設A設置計画に係る環境影響	3	35行目ないし37行目の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ，法人に

	評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境省素案			おける通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
1 1	文書3 「特定施設A設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る経済産業省一次意見	4	2 3行目ないし2 8行目及び3 2行目ないし3 6行目の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
1 2	文書4 「特定施設A設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境	4 及び 5	4 頁4 2行目ないし5 頁2 行目、5 頁4 行目ないし6 行目、5 頁9 行目及び5 頁1 4 行目な	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、

	省一次意見		いし 1 8 行目の 不開示部分	また類推することが 可能な箇所及び特定 会社特定施設 A によ る将来の発電状況に 関する情報が含まれ る箇所については、 公にすることによ り、当該法人等又は 当該個人の権利、競 争上の地位その他正 当な利益を害するお それがあり、法 5 条 2 号イ及び同号ロに 該当するため、不開 示とする。
1 3		1 0	2 行目ないし 5 行目並びに 6 行 目及び 7 行目の 不開示部分	不開示を前提に事業 者から提供された清 報が含まれ、法人に おける通例として公 にしないこととされ ているものであり、 また類推することが 可能な箇所について は、公にすることによ り、当該法人等又 は当該個人の権利、 競争上の地位その他 正当な利益を害する おそれがあり、法 5 条 2 号イ及び同号ロ に該当するため、不 開示とする。
1 4	文書 5 「特定 施設 A 設置計画 に係る環境影響 評価準備書に対 する環境大臣意	5 及び 6	5 頁 8 行目及び 9 行目、5 頁 1 2 行目及び 1 3 行目、5 頁 1 7 行目ないし 2 1	不開示を前提に事業 者から提供された情 報が含まれ、法人に おける通例として公 にしないこととされ

	見」に係る経済産業省二次意見 (1)		行目，並びに5 頁27行目ない し6頁2行目の 不開示部分	ているものであり， また類推することが 可能な箇所につい ては，公にすること により，当該法人等 又は当該個人の権 利，競争上の地位 その他正当な利益 を害するおそれ があり，法5条2 号イ及び同号ロ に該当するため， 不開示とする。
15		11	14行目ないし 17行目，18 行目及び19行 目並びに22行 目及び23行目 の不開示部分	不開示を前提に事 業者から提供され た情報が含まれ， 法人における通 例として公にし ないこととされ ているものであり， また類推すること が可能な箇所につ いては，公にす ることにより，当 該法人等又は当 該個人の権利， 競争上の地位 その他正当な利 益を害するおそ れがあり，法5 条2号イ及び同 号ロに該当する ため，不開示と する。
16	文書6「特定 施設A設置計画 に係る環境影響 評価準備書に対 する環境大臣意 見」に係る経済 産業省二次意見 (2)	4及び 5	4頁25行目及 び26行目，4 頁29行目及び 30行目，4頁 34行目ないし 38行目並びに 5頁2行目ない し19行目の不	不開示を前提に事 業者から提供され た情報が含まれ， 法人における通 例として公にし ないこととされ ているものであり， また類推すること が可能な箇所につ いて

			開示部分	は、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
17		9及び10	9頁39行目ないし42行目、10頁1行目及び2行目並びに10頁5行目及び6行目の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
18	文書7「特定施設A設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境省二次意見	4	2行目、4行目及び5行目、9行目ないし13行目並びに19行目ないし36行目の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、

				競争上の地位その他 正当な利益を害する おそれがあり，法5 条2号イ及び同号ロ に該当するため，不 開示とする。
19		8及び 9	8頁42行目な いし9頁3行 目，9頁4行目 及び5行目並び に9頁8行目及 び9行目の不開 示部分	不開示を前提に事業 者から提供された情 報が含まれ，法人に おける通例として公 にしないこととされ ているものであり， また類推することが 可能な箇所について は，公にすることによ り，当該法人等又は 当該個人の権利， 競争上の地位その他 正当な利益を害する おそれがあり，法5 条2号イ及び同号ロ に該当するため，不 開示とする。
20	文書8 「特定 施設A設置計画 に係る環境影響 評価準備書に対 する環境大臣意 見」に係る経済 産業省三次意見	4	2行目，6行目 ないし10行目 及び16行目な いし33行目の 不開示部分	不開示を前提に事業 者から提供された情 報が含まれ，法人に おける通例として公 にしないこととされ ているものであり， また類推することが 可能な箇所について は，公にすることによ り，当該法人等又は 当該個人の権利， 競争上の地位その他 正当な利益を害する おそれがあり，法5

				条 2 号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
2 1		9	8 行目ないし 1 1 行目、1 2 行目及び 1 3 行目並びに 1 6 行目及び 1 7 行目の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
2 2	文書 9 「特定施設 A 設置計画に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見」に係る環境省三次意見	4	2 行目、6 行目ないし 1 0 行目及び 1 6 行目ないし 3 3 行目の不開示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。

2 3		5	1 7 行目ないし 2 0 行目	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。
2 4		7 及び 8	7 頁 3 6 行目ないし 3 9 行目、 7 頁 4 0 行目及び 4 1 行目並びに 8 頁 2 行目及び 3 行目の不開 示部分	不開示を前提に事業者から提供された情報が含まれ、法人における通例として公にしないこととされているものであり、また類推することが可能な箇所については、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イ及び同号ロに該当するため、不開示とする。

(注) 行数の数え方については、空白の行は数えるが、表の枠線は数えない。

別紙 3 開示すべき部分

番号	該当頁	不開示部分
2	6	10行目及び11行目
	8	下から11行目
	9	1行目及び2行目
		18行目
	32行目及び33行目	
3	18	34行目及び35行目
		40行目
4	39	8行目及び9行目
	40	1行目
		7行目及び8行目
		22行目
	26行目及び27行目	
5	55	5行目及び6行目,
		22行目及び23行目
6	59	7行目及び8行目
		36行目及び37行目
7	116	6行目
		22行目
		30行目及び31行目
	116の次葉	29及び30行目
8	121	11行目及び12行目
9	122	1行目

(注) 行数の数え方については、空白の行は数えるが、表の枠線は数えない。